



大津市公報

平成 27 年 6 月 24 日
号外 (第 45 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日 (休日の場合は翌日) 発行

目 次

規 則

- 87 大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会規則を廃止する規則..... 1
- 88 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 1
- 89 大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則..... 2
- 90 大津市公設地方卸売市場条例附則第 5 項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則..... 3
- 91 大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則..... 4

企 業 局 管 理 規 程

- 10 大津市水道事業経営検討委員会規程..... 5
- 11 大津市企業局職員給与規程の一部改正..... 6

規 則

大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会規則を廃止する規則を公布する。
平成27年 6 月24日

大津市長 越 直 美

大津市規則第87号

大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会規則を廃止する規則
大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会規則 (平成26年規則第21号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。
平成27年 6 月24日

大津市長 越 直 美

大津市規則第88号

大津市契約規則の一部を改正する規則
大津市契約規則 (昭和40年規則第35号) の一部を次のように改正する。
様式第12号備考中第11項を第12項とし、第10項の次に次の 1 項を加える。

- 11 委託業務の内容が延べ面積が300平方メートルを超える建築物の新築等に係る設計業務であるときは、次に掲げるようにする。
頭書に次の 1 項を加える。

5 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第22条の 3 の 3 第 1 項各号に掲げる事項 別紙のとおり

所定の様式による別紙を作成し、契約書に添付する。
様式第13号備考に次の 1 項を加える。

- 10 委託業務の内容が延べ面積が300平方メートルを超える建築物の新築等に係る工事監理業務であるときは、次に掲げるようにする。
頭書に次の 1 項を加える。

4 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第22条の 3 の 3 第 1 項各号に掲げる事項 別紙のとおり

所定の様式による別紙を作成し、契約書に添付する。
附 則

この規則は、平成27年6月25日から施行する。

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年6月24日

大津市長 越 直 美

大津市規則第89号

大津市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

大津市食品衛生法施行細則（平成21年規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、「同条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第6条第2項中「市長」の次に「（その権限が保健所長に委任されている場合にあつては、保健所長。以下同じ。）」を加える。

第14条中「条例別表第2第1項の表に規定する」を削る。

様式第1号中「大津市長 印」を「大津市保健所長 印」に改める。

様式第2号中 「（あて先） 大津市長」 を 「（宛先） 大津市保健所長」 に改め、「 」を削り、同様式注第3項を削る。

様式第3号中 「（あて先） 大津市長」 を 「（宛先） 大津市保健所長」 に改め、「 」を削り、同様式中注第3項を削

り、注第4項を注第3項とし、注第5項を注第4項とする。

様式第4号中「大津市長 印」を「大津市保健所長 印」に改める。

様式第5号及び様式第6号中 「（あて先） 大津市長」 を 「（宛先） 大津市保健所長」 に改める。

様式第7号中 「（あて先） 大津市長」 を 「（宛先） 大津市保健所長」 に、「申請者」を「届出者」に改める。

様式第8号中 「（あて先） 大津市長」 を 「（宛先） 大津市保健所長」 に改める。

様式第9号中 「（あて先） 大津市長」 を 「（宛先） 大津市保健所長」 に、

「

営業所の名称	
--------	--

を

「

営業所の名称	
業務開始年月日	年 月 日

に、

「

設備の大要	
-------	--

を

「

設備の大要	別紙のとおり
-------	--------

に、

「

給食施設にあつては 1回の最高給食数	
-----------------------	--

を

「

給食施設にあつては 1回の最高給食数	
その他	

に

改め、同様式注第 2 項中「及び施設付近の見取図」を削る。

様式第 10 号中 「(あて先) 大津市長」を「(宛先) 大津市保健所長」に改める。

様式第 11 号中 「(あて先) 大津市長」を「(宛先) 大津市保健所長」に、

	従業員数		
食 品 衛 生 責 任 者	住 所		を
	氏 名		
資 格	食品衛生管理者と同一の資格 衛生師 食鳥処理衛生管理者 者養成講習を修了した者 栄養士 調理師 製菓 船舶料理士 食品衛生責任		

食 品 衛 生 責 任 者	氏 名		に
	資 格	食品衛生管理者と同一の資格 衛生師 食鳥処理衛生管理者 者養成講習を修了した者 栄養士 調理師 製菓 船舶料理士 食品衛生責任	

改め、「変更の理由及び」を削る。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条及び第 14 条の改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市食品衛生法施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市公設地方卸売市場条例附則第 5 項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 27 年 6 月 24 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第 90 号

大津市公設地方卸売市場条例附則第 5 項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則

大津市公設地方卸売市場条例附則第 5 項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則(平成 22 年規則第 79 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条本文中「得た額」の次に「(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同条第 2 号の表卸売場の項及び仲卸売場の項中「の 1,000 分の 2.4 を加えた」を「に 1,000 分の 2.4 を乗じて得た」に改め、「額)」の次に「を加えた額」を加え、同表青果保冷库の項中「建物、機械一式につき 785,600 円」を「1 室につき 130,933 円」に改め、同表バナナ加工所の項中「建物、機械一式につき 621,600 円」を「1 室につき 51,800 円」に改め、同条第 3 号の表卸売場の項及び仲卸売場の項中「の 1,000 分の 2.7 を加えた」を「に 1,000 分の 2.7 を乗じて得た」に改め、「額)」の次に「を加えた額」を加え、同表青果保冷库の項中「建物、機械一式につき 883,800 円」を「1 室につき 147,300 円」に改め、同表バナナ加工所の項中「建物、機械一式につき 699,300 円」を「1 室につき 58,275 円」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 市場施設の使用面積が 1 平方メートル未満である場合又はその使用面積に 1 平方メートル未満の端数がある場合の使用料の額は、その使用面積が 1 平方メートル未満であるときは 1 平方メートルとし、使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるときはその端数を 1 平方メートルとして計算するものとする。
- 青果保冷库又はバナナ加工所の 1 室を分割して使用する場合の使用料の額は、第 1 項各号の表に定める使用料の額に、その使用面積の 1 室の総面積に対する割合を乗じて得た額とする。この場合において、その使用面積が 1 平方メートル未満であるときは 1 平方メートルとし、使用面積に 1 平方メートル未満の端数があるとき

はその端数を1平方メートルとして計算するものとする。

4 市場施設の使用期間が1月に満たない月の使用料の額は、日割りにより算出して得た額とする。この場合において、1月は30日として計算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年6月24日

大津市長 越 直 美

大津市規則第91号

大津市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

大津市建築基準法等施行細則(昭和47年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5条の4第2項」を「第5条の6第2項」に改める。

第6条の見出し中「図書」を「図書等」に改め、同条第1項中「調書及び図書」を「図書等」に改め、同項に次の1号を加える。

滋賀県流域治水の推進に関する条例(平成26年滋賀県条例第55号。以下「流域治水条例」という。)第14条第1項又は第17条第1項の許可を要する場合にあっては、当該許可書の写し

第6条第2項第3号を次のように改める。

前項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書等

第6条の2及び第7条を次のように改める。

(軽微な変更説明書の提出)

第6条の2 建築主は、確認済証の交付を受けた建築物について規則第3条の2に規定する軽微な変更を行おうとするときは、所定の様式による軽微な変更説明書に当該変更に係る図書を添付して建築主事に提出しなければならない。

(完了検査申請書に添付する書類)

第7条 規則第4条第1項第5号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

法第31条第2項の規定によるし尿浄化槽又は令第35条第2項の規定による合併処理浄化槽を設置した場合にあっては、浄化槽工事完了調書(様式第3号)

流域治水条例第14条第1項又は第17条第1項の許可に係る建築物にあっては、同条例第19条第2項に規定する工程調査適合証の写し

第13条の2第1項中「意見書」の次に「、令第137条の16第2号の規定による認定を受けようとする場合にあっては規則第1条の3第1項の表2の(六十三)項に規定する既存不適格調書」を加える。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

「

<p>4 工 事 監 理 者</p> <p>【イ 資格】</p> <p>【ロ 氏名】</p> <p>【ハ 建築士事務所名】</p> <p>【ニ 郵便番号】</p> <p>【ホ 所在地】</p> <p>【ヘ 電話番号】</p>	<p>(.....)建築士 (大臣・.....知事) 登録第.....号</p> <p>.....</p> <p>(.....)建築士事務所(.....)知事登録第.....号</p> <p>.....</p> <p>..... -</p> <p>.....</p> <p>..... - -</p>
---	--

を

」

<p>4 工事監理者</p> <p>代表となる工事監理者</p> <p>【イ 資格】</p> <p>【ロ 氏名】</p> <p>【ハ 建築士事務所名】</p>	<p>(.....)建築士 (大臣・.....知事) 登録第.....号</p> <p>.....</p> <p>(.....)建築士事務所(.....)知事登録第.....号</p>
---	--

【ニ 郵便番号】	に
【ホ 所在地】	
【ヘ 電話番号】	
【ト 工事と照合した設計図書】	
その他の工事監理者		
【イ 資格】	(.....) 建築士 (大臣・.....知事) 登録第.....号	
【ロ 氏名】	
【ハ 建築士事務所名】	(.....) 建築士事務所 (.....) 知事登録第.....号	
.....	
【ニ 郵便番号】	
【ホ 所在地】	
【ヘ 電話番号】	
【ト 工事と照合した設計図書】	

改める。

様式第 3 号を削る。

様式第 2 号の 5 中「第 6 条の 2 関係」を「第 7 条関係」に改め、同様式を様式第 3 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第10号

大津市水道事業経営検討委員会規程を次のように定める。

平成27年 6 月24日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

大津市水道事業経営検討委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)

第 4 条の 3 第 6 項の規定に基づき、大津市水道事業経営検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

次期大津市水道ビジョンを策定するために必要な事項について調査審議し、公営企業管理者に意見を述べること。

公営企業管理者の諮問に応じ、水道料金に関する基本的な政策を企画及び立案するために必要な事項について調査審議し、その結果を答申すること。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から公営企業管理者に答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、企業局水道ガス部水道計画管理課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

大津市企業局管理規程第 11 号

大津市企業局職員給与規程 (昭和 34 年公営企業部管理規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

平成 27 年 6 月 24 日

大津市公営企業管理者 山 本 博 志

第 13 条を次のように改める。

(この規程に規定する以外の事項)

第 13 条 この規程に規定するもののほか、職員 (臨時に雇用された職員を除く。) の給与については、大津市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和 32 年条例第 21 号) 第 1 条に規定する職員の例による。

2 臨時に雇用された職員の給与については、公営企業管理者が別に定める。

3 非常勤職員の給与については、大津市嘱託職員の報酬等に関する条例 (平成 27 年条例第 76 号) 第 2 条第 1 項に規定する嘱託職員の例による。ただし、これにより難い事項については、公営企業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。